

大阪市立美術館地下展覧会室 平成28年度以降の再募集分 募集要項

大阪市立美術館（以下「美術館」という。）の美術団体等（以下「団体」という。）に対する地下展覧会室（以下「展覧会室」という。）の再募集分の貸出は次の要領で行います。

1. 使用許可条件

展覧会室を使用できるのは次の条件を満たす展覧会及び団体です。

- (1) 美術品及び美術工芸品の展覧会に限る。
- (2) 美術及び美術工芸の助長、奨励に値する展覧会に限る。
- (3) 専ら営利を目的としない展覧会であること。
- (4) 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対する等、政治・宗教活動でないこと。
- (5) 前4項を総合的に勘案し、かつ次の各号の要件をすべて具備する団体に限る。

（大阪市教育委員会、大阪府教育委員会、学校教育法にかかげる学校（高校・中学・小学校）、大阪市、美術館を除く。）

- ① 直近3年以上団体として活動していること。
- ② 直近3年以上展覧会を開催していること。
- ③ 収支決算が明確であること（収支決算書があること）。
- ④ 団体の定款・規則等が明文化されていること。
- ⑤ 暴力団の利益になり、又はなるおそれがないこと。また、団体の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

2. 募集会期及び展覧会室

別紙「再募集会期及び展覧会室一覧」で該当する会期・展覧会室

3. 使用条件

(1) 室使用単位

使用は1室単位、使用可能部屋数は各年度1室とします。

(2) 使用期間及び使用上限

使用期間は年度ごとに美術館が定める期間を1会期とし、会期単位の使用とします。

(3) 開室時間

展覧会室の開室時間は、午前9時30分から午後5時までとします。

ただし、最終入室は午後4時30分とします。

(4) 休館日

美術館の休館日と同じとします。

4. 施設使用料

大阪市立美術館条例13条により施設使用料は次のとおりとします。

展覧会室（1室1日） 30,000円

展覧会事務室（1室1日） 3,000円

なお、使用料の納付は納付期限（原則として展覧会開催初日の属する月の前月の1日）までに前納していただきます。

ただし、納付期限日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌日以降に最初に到来する金融機関の営業日とします。

使用料の納付について、延滞が生じた場合は使用の差止めを命じることがあります。

5. 使用申込

(1) 使用申込年度

平成28年度、平成30年度、平成31年度の3か年度の使用申込みができます。

ただし、申込みは各年度1会期のみとします。

(2) 申込期間

平成28年8月2日（火）10：00 から 満室となるまで

(3) 提出書類

- ① 使用申込書（様式1）
- ② 美術団体の概要（様式2）
- ③ 美術団体の活動内容（様式3）
- ④ 直近3年間の収支決算書（団体の総会等で承認された資料を添付）
- ⑤ 会則・規約及び会員名簿（団体作成資料を添付）

(4) 申込方法及び申込先

① 申込方法

<提出書類①>

使用申込書をFAXにてお送りください。

申込みは会期ごととし、先着順により割当てます。

※申込受付は8月2日（火）の10：00からとします。

それ以前にお申込みいただいても受付けることはできませんのでご注意ください。

<提出書類①の原本及び②～⑤>

郵送または持参してください。

FAXで申込んだ日の1週間後までに提出してください。

提出がない場合は、申込みは無効となります。

なお、申込提出書類は、使用申込が不可となった場合においても、返却いたしません。

当美術館で責任をもって廃棄処分いたしますので、ご了承のほどお願いいたします。

② 申込先

〒543-0063

大阪市天王寺区茶臼山町1-82（天王寺公園内）

大阪市立美術館 地下展覧会室受付担当

FAX：06-6771-4856 TEL：06-6771-4874

6. 使用の可否の決定

提出書類を審査し、申込資格があることを確認後に使用承認を通知します。

7. 使用料の還付

すでに支払った使用料は還付しないものとします。

ただし、使用の承認を取り消されたとき及び、台風等の災害による特別な事情により理事長が特に認めたときは、使用料の還付ができるものとします。

8. 使用権の譲渡・転貸の禁止

使用者が、使用の権利を譲渡、又は転貸することはできません。

9. 使用承認の取消し

(1) 次の事項に該当する場合は、使用承認の取消し、又は使用の制限、若しくは停止することがあります。

- ① 使用目的等に反するとき
- ② 館の指示に従わないとき
- ③ 虚偽の申請、又は申請と著しく異なった内容での使用があった場合
- ④ 使用料金を前納しないとき
- ⑤ 公序良俗に反するおそれがあるとき
- ⑥ 施設等を破損・滅失させるおそれがあるとき
- ⑦ 災害その他の事故により、美術館の使用ができないとき
- ⑧ 工事その他の都合により、理事長が特に必要を認めたとき

(2) 使用承認後に使用者が使用の取消しをする場合は、速やかに文書で理事長に届け出てください。

(3) 美術館は、使用承認の取消しをした場合において、使用料の還付以外の賠償責任は負いません。

10. 原状回復義務

使用者は、使用した施設等を原状回復するものとします。

11. 損害賠償

美術館に損害を与えた者は、その損害を賠償するものとします。

ただし、以下の場合は損害賠償を減額又は免除することができます。

- (1) 不可抗力による場合
- (2) その他特別な事情で特に理事長が認めた場合